

第5回まちづくり基本条例検討委員会開催結果（要旨）

（討 議）

（1）五本柱の「住民参加」と「情報公開」について（前回に引き続き）

- ・まちづくりの理念についての共通認識の確認は後にして、まずは五本柱の内容について議論していくということでここまで議論してきたが、共通認識の確認が必要では。
- ・理念についての共通認識は重要だが、まずは住民に示せる具体的なものを決めて、この委員以外からも広く意見を聞いて進めていくべきでは。
- ・すでにボランティア活動のような住民参加がある程度されている部分はあるが、各種政策の決定等にも住民参加がしやすい仕組みを条例に盛り込むべき。
- ・各種政策等の計画・実行・評価の中に住民が参加するという内容の条例にすべき。
- ・公共性のあるものであれば住民発議できるということも盛り込んで、五本柱のうちの「住民参加」と「情報公開」についての議論はひとまず終わらせ、次回からは五本柱の他の項目について議論していくこととした。

（協議事項）

（1）今後のスケジュールについて

現在の月一回の開催ペースを早めたいが開催回数を増やすのではなく、事前に委員からの意見を提出してもらい会議を迅速に進めるほか、一回の会議時間を現在の19:00から21:00までのところを22:00まで延長することを基本に、場合によっては開催回数を増やすこととした。

（2）叩き台とする原原案の作成について

総体的な条例原案を委員で作るのは難しいとのことから作成は事務局に一任とし、それをもとにこの検討委員会で議論して最終的なまとめとすることとした。事務局はこれまでの議論を踏まえて作成することから、行政の一方的な押付けではなく住民意見を反映したこととした。

（その他）

12月定例議会で、町で設置している各種委員会等の会議録について、町長が委嘱した委員の発言なのだから個人名を載せてはとの意見があったが、当委員会としては第2回の会議で協議の中で、誰がどのような発言をしたかより、どのような議論がされたかが重要で、また、当委員会は公開して傍聴可としていることから傍聴すれば委員名を知ることができるので、今後も会議録には個人名は載せないこととした。

まちづくり基本条例検討委員会（第5回）開催結果

日 時：平成 16 年 1 月 19 日（月）19:00～

会 場：ハーモニープラザ 2 階研修室

出席委員 ... 阿部委員、出田委員、太田委員、大月委員、川上委員、北村委員、高野委員、
田中委員、八木委員、横山委員 以上 10 名

アドバイザー ... 北海道東海大学 馬淵教授

町出席者 ... 総務課 草野参事、上出補佐、神谷係長、我妻主査

傍 聴 者 ... 1 名

委員長あいさつ

新年明けて初めての会議ということで、皆さんあけましておめでとうございます。早いもので今回の会議が第 5 回目の会議ということになります。前回の会議では五本柱の中の「住民参加」と「情報公開」について議論していただき多くの意見を出していただいたが、今回も引き続きこの 2 つのテーマについてご議論いただきたい。

今後のこの会議のスケジュールがはっきりしてこないということで皆さん不安も感じるかもしれないが、事務局と協議させていただき、当初のスケジュールとは変更になるが一応の目途として今年の 11 月を最終回としてはどうかということになり、その件についても後ほど皆さんに協議いただきたい。

(討 議)

委員長：前回までの議論で「住民参加」と「情報公開」については核心の部分まで議論していただいた。今後は町が基本的な施策を行うときには住民の意見を反映していただき、その際のルールとなるまちづくり基本条例にしていかなければならないということも議論してきた。

また、国の財政悪化により市町村の財政にもその影響があり、地方分権という考えの中、地域のことは地域で考え、住民ができることは住民で、行政と住民が一体となって「パートナーシップ」という考えでまちづくりに取り組んでいくには、まちづくり基本条例というものが益々重要になるという意見もあった。

さらには、まちづくり基本条例が制定されて終わってしまうのではなく、制定後に条例がどのように運用されているかを評価する住民公募の評価委員を設置してはどうか、ただし議会を無視するものであってはならないという馬淵アドバイザーからの意見もあった。

今までも行政が住民にまちづくりへの参加を呼びかけたり、住民の意見を聞くことをしていたかもしれないが、あまり状況が変わっていないという反省もあり、これらのことをいかにまちづくり基本条例で変えていけるのかが重要という意見もあ

った。

しかし、住民の中にはまちづくりのことは役場に任せておけばそれでいいという考えがまだまだ多く、まちづくりへの住民参加の気運を高めていくことが重要であると考え、前回に引き続き本日も「住民参加」と「情報公開」というテーマについて、具体的にこのような条文を盛り込むべきというようなところまで議論いただければと思うのでよろしくお願ひしたい。

委員 A：まず確認しておきたいことがある。第 2 回の会議のときにまちづくり基本条例を制定する目的というのは委員会の設置要綱第 1 条に書かれていて、まちづくりの理念について委員の皆さんの共通認識を持つことも重要であるが、理念についての共通認識を持つ前にまずは五本柱の具体的な議論をしていこうということになり、私としてはまちづくりの理念について委員全員の共通認識の確認はされていないと思っているのだが。

まずはまちづくりの理念があって、そのためには具体的にどんなことが必要なのが議論していくというのが自然な流れだと思い、まずはまちづくりの理念についての共通認識の確認が必要では。

委員長：第 1 回～ 2 回目の会議の中でそういった話になり、まずは具体的な議論をしていきその中でまちづくりの理念についての共通認識が確認できるかもということで進めてきたわけで、委員 A さんの言われるとおり共通認識の確認はまだされていない。

しかし、ここでまたそのことに戻ってしまうと議論が停滞すると思われるので、今議論をしている五本柱の具体的な内容についての議論を引き続き行っていきたい。まちづくりの理念を一言でいうと、住民と行政が一体となって清水をより良いまちにするにはどうすればいいのかということであり、それに伴う住民の責任や行政の責任などをまとめて条例としていくことになる。

委員さんからの意見でもあったように、今までは各種計画の策定にしても行政側がある程度作成したものに対する住民意見しか聞いていなかったが、計画等も策定の段階から住民意見を取り入れていくようにすべきであるということは確認しており、それも条例制定の目的と言えらると思うが。

委員 A：委員長が言われるのは住民と行政が一体となってまちづくりに取り組んでいく、いわゆる協働というものがまちづくりの理念と言えらるということだと思うが、第 4 期総合計画の中にも住民と行政が一体となった協働のまちづくりを推進していくということが書かれており、今までこの会議でも議論してきた結果を踏まえて、まちづくりの理念を「協働のまちづくり」ということで押さえていいか。そして協働のまちづくりを推進していくためには「住民参加」と「情報公開」が必要ということでその議論に入っているということでもいいか。

副委員長：私はいいいと思う。

委員 A：いいということではなければ、この五本柱が何のための五本柱かということになると思う。理念ということはひとまず置いといて、まずは具体的な内容について議論するということで結果的には行き着くところは同じかもしれないが、協働に必要な

ものは住民参加や情報公開といった五本柱であるということで、協働のまちづくりに必要なものをまちづくり基本条例の中に盛り込んでいきたいと思います、はっきり言ってしまってもいいですね。

副委員長：私は最初からそういうつもりでしたが。

委員A：会議の中ではその部分が明らかになっていなかったと思う。

委員長：再認識することは大事なことであり、今後もそういった意見が出てくるかもしれない。

委員B：住民参加と協働を結び付けようとするのは行政側の発想なのではないかと思う。

協働のまちづくりをしていかなければならないという認識が本当に行政側が持てるのか。言い方にこだわるわけではないが協働とはどういうことなのか。ある意味では今までは財政的にもある程度の裏付けがあって行政主導で進めてこれたが、現在の厳しい財政状況においては行政主導ではうまくいけなくなったので住民もまちづくりに参加して下さいというのが今の状況だと思う。つまりはっきり言うと行政側の発想ではないかと感じる。

まちづくりに関しては住民と行政が一体となって協働でというのは分かるが、いま一つピンと来ない。だからまちづくりの理念が協働のまちづくりの推進であるという共通認識かと言われると、私は委員Aさんとはちょっと違って来る。

本来は清水町の町民が自分達の望む地域社会にしていくべきで、それに向かって自らで進むべき方向を確立し、それに対して執行機関である役場や職員の方々は法的なことや他地域での取組み等の知識を生かしていくのが本来の姿だと思う。例えば合併問題にしても、協働でのまちづくりをどのようにしていくかを考えると、行政側の考えはこうですよというものを用意しておかないと住民に話しができません、ある意味では急いでも話すものを用意しておかなければ住民に話しもできないという状況だと思うので、もっとざっくりばらんに住民はどう思っているのかの意見を聞くような仕組みがあってもいいと思うし、これからも求められていくのではないかと思う。先週から各地域で行われている合併の住民説明会には私はまだ参加していないが、新聞報道を読んでみてもおそらくそのような動きになっているのではないか。

とにかく住民参加イコール協働とは思っていない。

委員C：私は本来の地方自治に戻ったと思っている。今まで住民や行政の都合によってというか、住民にとっては行政に任せの方が楽だし、行政も高度成長時代は自分達でまちづくりを進めていった方が効率がいいということで、本来は住民と一体となって取り組んでいかなければならない部分をそうしてこなかったという流れで今まで来たが、このような不景気という状況になり原点に戻ろうということになってきたんだと思う。逆に言えばまちづくりを見直すチャンスなのかもしれない。

委員A：私は協働というものがまちづくりの理念だと思っているが委員Bさんはそうは思っていないということで、共通認識が確認されていなく、この部分は非常に重要なことだと思う。まちづくり基本条例は公正な行政推進のためにまちづくりの基本理

念や原則を明らかにすることが目的で、その条例制定のために委員の皆さんが集っているわけだから、我が町のまちづくりの理念・基本原則は何なのかという共通認識を持って議論していかないと、何のために住民参加が必要なのかとうことを考えるときに、委員Bさんと私とではお互い住民参加は必要だと思っはいてもまちづくりの理念に対する考えが違うために最終的にズレてしまうのでは。

皆さんの住民参加に対する思いが一致していれば、そのための住民参加であり情報公開であるという議論ができると思うが、最後になって「そんなための住民参加のつもりではなかった」というズレが出てきてはいけないと思ひ、後戻りになるかもしれないので申し訳ないが私の考えを言わせてもらった。

委員長：大切な部分だと思う。この件に関して他にご意見は。

委員C：共通認識はとれていると思っ私は議論してきたが。

委員長：目的は同じだけど考え方が違うために、最終的にはズレが生じてしまうのではないかという委員Aさんの意見だと思うが、今までまちづくりの理念というものをどういったものにするかということだけで第1回、第2回で議論がされてきたが、先に考えてもなかなか意見がまとまらないだろうということになり、皆さんもそれだけ難しい問題だということは認識していただいていると思ひ、ここでまたそのことを議論するのではなく、もう少し先に進んでからということここまで来た。

基本的には委員会設置要綱の第1条に書かれていることが目的であり概念であるということも第1回の会議で話があったと思ひ。第1条の委員会の設置目的には「まちづくりの理念や基本原則を明らかにし…」と書かれており、委員Aさんの言われるとおりそれらを明らかにして共通認識を持たなければならないのだが、そのためにはもっと細かい部分まで理解してからでないかとまとまらないということで今回の会議まで来たわけで、逆にまちづくりの理念を問うために必要な五本柱となるものはどういったものかという流れで今まで進んできていると思ひ。そしてまずは五本柱の一つひとつについて議論をしていこうということになった。

委員B：その流れでいいと思ひ。

委員長：もう少し五本柱の具体的な中身について議論させていただき、条例案の作成となったときに一つひとつの内容について何度も確認することになり、その中で皆さんとの共通認識を持てると思ひるので、今までの流れで進めていきたいと思ひが、それでいいか。

委員A：はい。

(他の委員からも異議なしの声あり)

委員長：それでは前回に引き続き「住民参加」と「情報公開」について議論していただきたい。前回までの会議では、今までの行政主導のまちづくりではいけない、いかに住民のいけんをまちづくりに反映させていくかといった、現状の住民参加と情報公開についての反省点等がいくつか出されたと思ひが、委員Dさん何かご意見は。

委員D：先ほど委員Bさんが合併の住民説明会のことを言われていたのでその話をすると、私は15日(木)に参加したのだが、合併というのはまちづくりの手段の一つであり、

清水としては帯広・芽室・中札内の枠組みに打診し法定協議会に参加したいとの説明だった。参加して感じたのは現実性の無さであり、清水が合併することでどのような方向のまちづくりがされていくのかがはっきりしていないと町民からの意見・質問を聞いていて感じた。説明に使われていた資料は要約されていて良いものだったと思うが、その前の段階として住民を交えて現実性のある議論がされてきてなかったと思う。今回の合併説明会に至るまでの経緯の中で町民との議論があれば、住民からの意見の内容も変わっていたのではと感じた。合併町民会議というものがあり、その会議の中で今回の合併説明会の前段でどのようなことが話し合われていたのかは分からないが、説明会の前段で住民議論があったとしたら、説明会の仕方や住民が何を求めているのかというものが変わっていたのではないだろうか。

合併の問題だけではないが、前回の会議から住民参加と情報公開について議論している中で、政策形成の段階から住民の声を聞くといことがされていればその中で将来的なまちづくりをどうしていこうか議論も出るだろうし、合併問題で言えば法定協議会入りに向けてどうしていけばいいのかということが、もう少し違った形で議論されていたのではないか。私が15日の説明会に参加して感じた現実性の無さというのはそういうこと。参加者は非常に多かったので、将来的に政策段階での議論に住民の方々も慣れてきて議論が活発になれば、より良いまちづくりへの方向付けができるのではと思った。そのためにはまちづくり基本条例の制定が必要だと感じた。

委員長：いまの意見を要約すると、合併説明会において資料に基づく説明はしたが、その前に住民の声を聞いていなかったということか。

委員D：はい。

委員長：前回の会議でも、第4期総合計画の策定にあたって住民説明はしたが説明の前の段階で住民の意見を聞く場がなかったという意見があったが、それと同じであるということか。

委員D：はい。

委員長：まちづくり基本条例というものがあって、その制度によって行政は住民の声を十分に聞いた上でまちづくりを進めていくべきであり、そのためのまちづくり基本条例であるという意見である。

委員D：参加者は多かったので、人を集めるということではできていたと思われ、あとは前段の住民との議論をどのようにしていくかが重要だと思う。

委員長：行政側が資料も出さずに住民と議論をするといっても何を議論するんだということもあり、その辺が難しい部分でもある。

委員D：資料がたくさんありすぎても資料の説明だけで終わってしまうということもあるので、今回の合併説明会での資料は適切なものだったとは思いますが、資料とその説明だけでは分からない部分もあり、その部分についての質問をしようとしていた参加者も会場の中にはおそらくたくさんいたと思うが、会場の雰囲気としてそれが感じられなかったというのが先ほど言った現実性の無さということである。

委員長：委員 E さん何かご意見は。

委員 E：15 日の合併説明会の参加者が多かったということは住民の多くが合併問題に関心があるということだと思う。

委員 A さんと委員 B さんの住民参加に対する認識が食い違っているとの話しもあったが、「協働」や「参加」ということを考えたとき、この言葉はボランティア的な感じがしてしまう。要するに一般住民の方々の知恵をもっとお借りしたいということだと思う。この会議を開催してもいつも傍聴者が少ないが、住民参加という意識を皆で持ってもらうために、もっと PR も必要だと思う。防災無線等で開催するので傍聴に来てくださいという周知もしているが、現在こういったことが議論されていますとか、今度の会議では住民参加と情報公開について議論されますとか、この議論は合併問題とも関係しているというようなことも周知してはどうか。

委員長：住民参加は住民からの知恵をお借りするものであるという意見だが、委員 F さん他に何かご意見を。

委員 F：皆さん言われるように今議論している住民参加と情報公開というのは一番重要な項目だと思っている。自分が役場で仕事をしている中でも住民参加という言葉はよく出てくるのだが、先ほど委員 B さんが言われたようにお役所言葉的というか、住民の側から考えるとピンと来ないということに自分も気づき、具体的にはどういうことを言うのが自分の中でもはっきりとイメージできないわけで、その部分がもっとはっきりすれば、いい条例ができるのではないかと感じている。

委員 D さんが合併住民説明会の話がされていたが、私も 15 日の説明会に参加し、思っていたより参加者が多かったと感じた。参加者から若い人や女性にもっと参加してもらえるようにという意見があり、そのとおりだと思った。

参加者の中にはインターネットで清水の状況だけでなく他町村の合併の取り組み状況についても詳しく勉強されている方もおり、情報公開にも関係してくることだと思うが情報の発信の仕方を単純に広報誌等に載せるだけではなく、住民同士がその話題についてもっと気軽に話し合えるような発信の仕方が重要であり、インターネットのような双方向性を持った方法を用いることで行政からの情報発信だけではなく、それに対する意見もできるような方法も大事だと感じた。そのようなことも条例の中に盛り込めたらいいのではないかと思う。

委員長：委員 G さん、何かご意見があれば。

委員 G：この検討委員会に参加させていただいて、まちづくりへの住民参加というものは、やはり一般住民にはあまり関心が持てないものだと感じる。日常の中でこのようなことについて問題意識を持って議論することはないと思う。自分はたまたま委員として参加させていただいているので委員の皆さんの意見を聞けるだけであり、自分にとっても難しい話題だと感じている。

一般住民の方々が意識改革をして住民参加のまちづくりを推進していくとなると、もっと多くの人の日常の中でまちづくりについての話題が出るようにならなければならないと思うが、果たしてそのようになっていくのかどうか。そういう話題が日

常の中で出てくるという人というのは一部の人に片寄っていると思う。

町が合併問題についての住民説明会を各地で実施しているとのことだが、仕事が忙しくて自分は参加していないという現状でもあり、一般住民の意識改革は難しいかもしれない。

委員長：一般住民の多くは日常の仕事で精一杯で、まちづくりに関する関心を持つ時間がないという人が多いとのこと。その中でどのようにして関心を持ってもらうかが重要である。委員Cさん、他に何かご意見があれば。

委員C：今委員Fさんが言われたとおりだと思う。では役場職員の間でまちづくり基本条例や合併問題の話題について議論されているのかということと一部の間でしか議論になっていない。他の話題についても言えることだが、なぜ議論にならないのかということ、理事者が中心となって物事が決まっていくという今までの流れで、職員が参加し意見できる体制になっていないからだと思う。そうすると職員としては意見できない・取り入れられないのなら考える必要がないということになってしまう。

今この検討委員会で議論されている内容を役場の中でも議論できる体制を作っていかなければ、役場職員の間で議論されないことを一般住民と一緒にやって議論していこうとしても無理なことだと思う。

委員長：役場職員である委員さんもいるわけだが、この検討委員会で議論された内容について役場内で議論されることはないのか。

委員C：ないと思う。合併問題についてもあまり話題になっていない。もちろん問題意識を持っている人もいるが。

事務局：私の知っている範囲では、合併問題については新聞で毎日のように記事が載っていることもあり管理職以外でも話題になっているし、危機感を持っていると思う。まちづくり基本条例については今日会議があるねという程度だが。

委員長：職員の方々も日常の自分の業務があるわけで、そういった議論ばかりしているわけにもいかないとは思う。

事務局：先ほど合併住民説明会の開催以前の住民議論がないまま清水が法定協入りしたいということが決まってしまったとの意見があったが、合併するかしないかを決めたわけではなく、どちらにしても法定協議会の中で協議して、合併する場合はサービス等はどうなるかを具体的に知るために法定協議会に参加したいが、法定協議会に参加しても合併しない場合もありえるという説明。

ただ、帯広・芽室・中札内の3市町村の方向性が先に決まらないう清水の方向性も決まらないう事情から提供できる情報に限りがあり、委員Dさんが言われていた合併議論の前段の情報不足していたのは事実であるが、情報を隠したりしていたわけではなく、提供できる情報を全て提供してはいた。

委員D：先ほど合併問題に対する職員の危機感がどれくらいあるかという話で、職員一人ひとりには危機感を持っているとは思うが、議論がされているかということとされていないと思う。住民の中にはインターネット等で他町村の情報なども知っている人もいるとは思うが、それが共有化されていない。住民も職員も一番多く目にする情報

というのは新聞記事であり、合併住民説明会で町長の説明や先ほど事務局の説明でもあったとおり法定協議会への参加は合併ありきではないとのことだが、説明会に参加した人はそのことが分かって、多くの新聞記事の情報だけの人達は法定協入りイコール合併だと認識しているので、その認識のズレを修正するための情報を皆で共有化が必要だと思う。

委員長：委員Bさん、何かご意見があれば。

委員B：私は清水に住んで帯広に通勤していて、帯広・芽室・中札内と清水の合併が実現すれば居住地と就業地が同じまちになるということで、一見いいことのように思う部分と、清水は自分の育ったまちであり自分は清水の人間だという思いもある。

合併問題に関して言うと、例えば各町内会に役場の職員が説明に出向いて、自由に議論してもらおうといったことも必要であり、その中で出された意見を踏まえて方向性を出すとかといった取り組みも必要なのではないか。町内会というのは行政的に都合のいいだけの団体ではなく、もっと地域コミュニティとしての単位として見ていっては。

委員長：5人以上の団体からの申し出があれば、各種テーマについて担当職員が説明に向くという町の制度があると広報で見たが。

事務局：町側で設定した説明会等だと町側の進行で進められてしまう部分があるかもしれないが、今委員長が言われたように「ふれあいトーク」といって、要望があればいつでもどこにでも職員が出向いて要望のテーマについて説明させていただくという制度があり、今年度は合併問題だけで5～6回実施している。この制度をもっと利用していただきたいと思っている。

委員B：協働に関する資料を今までの会議でいただいているが、共同や協同ではなく「協働」という日常では使われない漢字で表現することもしっくり来ないのではと思う。協働の意味について議論してもいいのではないかと考えているし、各地のまちづくり基本条例の制定には「協働」という言葉を流行りのように使われているような気がして、どうも「協働」という言葉に違和感がある。

情報の共有ということが最近言われているが、先ほど委員Fさんが言われたように双方向の動きがない情報というのは一方的なものに過ぎず、行政の一方的な情報だと住民と対等ではなくなる。対等であるためには双方向でなければならない。双方向でなければ対話にならないし情報の共有ができないのではないかと。

協働という言葉も漢字だけを見ると「協力して働く」という意味なのかどうか、分かりにくい。

委員E：知恵を出し合うということだと思うが、労働奉仕しなければいけないようなイメージがある。

委員A：協働という言葉は行政の中では何年も前から使われている言葉であり、「協」には助け合うという意味があり、助け合いながら自分達も行動してまちづくりをしていくという意味で、私は好きな言葉である。

住民参加と情報公開ということについて、何が必要で何が不足しているのかとい

う前回での議論だったと思うが、住民参加と言ってもいつどのように何に参加したらいいのかということ具体的にしていけばいいのでは。資料としていただいているニセコ町の条例にもそういったことが載っている。

合併問題も関連することだが、情報の共有や住民参加ということを考えると、広報誌等で情報提供したり住民説明会への参加を呼びかけて意見を聞かせてくださいということをやっている、これも住民参加だと思うが、委員Bさんが言われたように住民と行政が対等の立場で意見を出し合って、自分の町の将来を決めていくということであれば、今まで以外の住民参加の手法がもっとあると思う。ふれあいトークという制度があるが、要望があったら役場職員が出向いて説明するという行政側が受身であり、もちろんそれも方法の一つではあるが、例えば清水では実施していないが地域担当制度といって各地域ごとに担当する役場職員を決めて、役場側からこのことについて説明したいので地域の方は集ってくれというような方法もあり、これから考えていく部分なのかもしれないが、いつどのように何に対して住民は参加していくのかを条例の中で具体的にしていけることが必要だと思う。

あとは意見交換の場として、パブリックコメント（行政が施策などについて意思決定を行う前に、広く住民からの意見を集め意思決定に反映させることを目的とした制度）とかの方法もあるが、もっと気軽に例えば合併問題で言えば、今になったから言えるのかもしれないが合併賛成か反対かという問いかけでよかったのではないかな。そうすればお互いの意見をぶつけ合って、こうだから賛成こうだから反対だけど、それに関する資料は行政側になのかということから始まっていけばよかったのではないかな。これは結果論ではあるが。

合併の問題に限らず、そういった姿勢が住民側にも行政側にも必要なのではないかなと思う。そういった、いつどのように何に対して住民参加して、どのような場があるんだということ条例の中に盛り込んでいけばいいのではないかなと思う。

委員長：委員Gさん、何かご意見を。

委員G：日頃役場職員同士での会議が多い中、このように一般住民の方々との会議に参加させていただき勉強になる部分がたくさんある。

住民参加と情報公開ということをどのような形で条例の中に盛り込んでいくかと考えたときに、条例が制定されてその条例に沿って住民の方々がまちづくりに参加していくことになるのだが、この会議に委員さんとして参加されているような方達以外の一般住民にとっては条例のことを理解するのは難しいのではないかな。

私は社会教育課で仕事をしているのだが、仕事の中ですでに多くの住民の方々が住民参加を実践していると感じている。例えば生涯学習ボランティアに登録していただいているの方々、自主講座として自分達で講座を企画して取り組んでいるの方々、公民館の利用も利用者が管理・清掃・施錠を行って、自分達で施設のことを考えて利用しているというように、すでに行政の中に住民の参加があって関わっているのではないかなと感じている。

まちづくり基本条例というものをつくったときに、条例というとなかなか難しい感じがす

るが、皆さんがすでに取り組んでいるこのようなことも住民参加の一つであるということ、このような住民参加の方法もあるということイメージできる内容の条例にすることが重要なのでは。文書や文言もわかりやすい言葉で表現するようにしないと理解されないこともあるのではということ、この様な一般住民の方々を交えた会議に参加させていただいて感じた。条例というと役場の職員がつくるもので難しいというイメージがあると思うが、そうではないということがイメージできる分かりやすい言葉で表現する条例にしなければならない。

情報公開についても、情報の共有というのはこのようなことであるということが皆が具体化してイメージできるような内容で条例を作っていかなければならないと思う。

委員長：ここで10分間休憩とする。

～ 10分休憩 ～

委員長：再開いたします。休憩前に本日出席している全委員さんにひと通り意見をいただいたので、最後に副委員長の意見をお聞きしたい。

副委員長：先ほど何名かの委員さんから合併問題についての意見があったが、現在町内15ヶ所で実施中の合併住民説明会は町の方針を決める前に、帯広・芽室・中札内の3市町村の枠組みに加わったらどうなるかという資料を住民に示していて、これも情報公開の一つであり、情報公開はある程度進んでいるのではないかと個人的には考えている。

ただ、今までは説明会等があまり行われないうまま決定し、住民は押しつけられたような感じになったということがあったので、そのようなことがないようにとこの委員会でもまちづくり基本条例の検討をしているということは、まさしく情報公開が進んでいるということだと思う。まちづくり基本条例の中には、まちづくりはこのような過程を経て進められていきますということを盛り込めばいいんだと思っている。条例として制定するのだから今後の政策を決定していくルールが決まる、その条例に基づいて決定していくという形にすればいいと思っている。

委員長：「住民参加」と「情報公開」について皆さんから様々な意見を出していただいたので、それらを踏まえて条例制定に向けて進めていきたいと思うが、今までの意見を聞いていて馬淵アドバイザーよりアドバイス等があればお願いしたい。

アドバイザー：私も実は「協働」という言葉はしっくり来ないと思っている。今日皆さんから出された合併問題に対する意見等にも言えることだが、従来の手法だけで行政運営していく時代は終わったというのが皆さんの共通認識だと思う。自治の形態自体が変わってきているのだから。

情報公開については、単なる情報の公開ではなく住民皆が興味を持てるような工夫が必要になってくると思う。そういったことも含めて地方分権には自己責任というものが伴い、自分達でまちづくりを進めていくのだからその責任は自分達にもあ

るということを住民はもっと意識しなければならない。行政側にも反省すべき点はあるが、住民側も自分達が住んでいるまち・生活の場を守るという意味で責任を意識していく必要があり、まちづくり基本条例の制定も合併問題も住民意識の改革と行政側の意識改革と両方が問われている時代だと思う。

合併問題でまちづくりに対する住民の関心が高まってきているときに、まちづくり基本条例の制定の議論をすることで、ますます住民の議論を巻き起こしていく良いきっかけとなるのではないかと期待している。

次の協議事項では今後のこの会議のスケジュールについて協議することになっているが、ある程度の素案のようなものを早く作って住民に示せるようにしないと、住民はどうしたらいいのかわからないと思う。

実は先日、清水の中小企業化同友会のまちづくり基本条例の勉強会に参加させていただいたのだが、参加者からは難しいことを言われてもよく分からないということになり、早めに懇親会の場に移ったわけだが、酒を交えて話し合ったほうが色々な意見が出た。条例を作るから住民の皆さん参加してくださいとなると、大事なものだというのは分かってもらえるが難しくよく分からないというのが住民の正直なところだと思う。

そういったことを考えると「まちづくり基本条例とはこのようなものですよ、このような感じで作っているところですよ」というものを示して、皆さんどう思いますかという形のほうが分かりやすいと思う。委員Aさんが言われていた理念・目的といったところは最後の最後に皆さんの考えを一致させるということにして、まずはもう少し具体的なものにしていって、この委員会以外からも広く意見を集めて決めていかないと、後になってからまた勝手に作ってと言われ兼ねない。

今日までの皆さんの意見を聞かせていただき議論的にはかなり進んできたと思うので、そろそろ具体的なものを決めていった方がいいのではないかと感じた。

委員長：早めに具体例示を示しながら進めていくことも大事ではないかというアドバイスであったと思う。「住民参加」と「情報公開」については条文を考える段階になってからも議論していくことになると思うが、委員さんからの意見でもあったように分かりやすい形のものにし、住民の方々の理解を得ながら進めていかなければならない。

前回会議から引き続き議論していただいた「住民参加」と「情報公開」についてはここでひとまず終わらせていただきたいと思いますと思う。

委員A：情報公開についてはひとまず議論を終わらせてもいいが、住民参加についてはもう少し議論が必要ではないか。ようするに住民参加とはどういうことかということをもう少し議論をしてもいいのでは。条例案の中に具体的に示していくとなると幅が狭くなってしまうと思うので。理念的なものを書いたほうがいいのかもかもしれないが、だとすると余計分かりづらいものになるだろうし。

委員長：先ほど他の委員さんからの話しでもあったように、地域活動や公民館活動など様々な立場の中ですでに住民参加はされているが、皆さんももっと参加してくださいと

いうことを文章でどのように表現していくかということだと思う。

各場面においての具体的なものを表現するというのは難しいかもしれないが、住民の皆が参加しやすい内容を分かりやすい文章で表現できればいいのでは。

副委員長：委員長が言われるように、住民参加がしやすい枠組みをこの条例で表現していけばいいのでは。委員Gさんが言われたように各事業において生涯学習ボランティアへの登録や自主講座の開催など、すでに住民参加はされている部分があるが、そういった住民参加がしやすい仕組みをどうするかをこの条例に盛り込めばいいのではないか。

委員C：住民参加という言葉は広い意味があり、そういったボランティアやある事業を支えてくれるのも住民参加だが、ここで言う住民参加というのはまちづくりの各種の政策に住民が関わっていくという住民参加なのではないかと私は思う。色々な住民参加があるとは思いますが。

現在実施中の合併住民説明会も参加者が多いので、住民参加がされたからこれでいいんだということになれば今までと同じで、結局アリバイ作りの一つの方法にされただけである。住民参加があって住民意見は出尽くしたからこう決めていくとなると困るわけで。

副委員長：一つの政策を決定していく際に住民参加を経ておこなわれることとし、その手法を条例の中に盛り込めばいいんだと思う。

アドバイザー：参考に他のまちの事例をまとめると、住民というのはまちづくりの主体であって、参加する権利があるというのが基本で、このことにプラスして協働でまちづくりに取り組んでいくとか、何歳以上が参加できるというように参加範囲を具体的に示しているところや、まちづくりに参加する権利を保障するシステムにまで言及しその手続きについてまで盛り込んでいるところもある。まちづくりのある部分に範囲を絞って、例えば政策の計画・実施・評価について参加してもらおうと表現しているところもある。

私が示した五本柱は実は住民参加の色々なパターンであって、この五本柱を条例の中でどのように表現していくかということになると思うが、ここで一番問題となってくるのは、住民はまちづくりの主体であってまちづくりに参加する権利があるということをはっきりと条文で表現してしまうと、参加させないということができなくなってしまいうわけで、政策や計画といったものもまちづくりの一つであるという解釈だと、合併問題についても住民が参加しないでの決定はできないということになる。

委員長：前回の会議でいただいた資料3にも事例が載っているが、こういった形の文章表現の条例にするかどうか今後議論していただくことになると思う。

委員A：各地の条例を参考にするとあると思うが、そのまちがなぜそういった条文にしたのかが重要だと思う。清水はこのようなまちづくりを進めていくのだからこの町の条例が参考となるというのなら分かるのだが。

どこのまちにも言えることだと思うが、自己責任とは住民も責任を負うことで行

政だけの責任にはならないと思う。住民はまちづくりの主役であり、住民参加というのはとても重大なテーマで、このテーマについての真剣な議論が必要であり、浅い議論で終わらせるわけにはいかないと思うし、そういう気持ちがないと条文にならないと思う。

委員Bさんが言われるのとは少し違うかもしれないが、住民参加ということはどう考えるのかというのは大切だと思う。あくまで町長や議会にほとんどの責任があるという考えでいくのか、それとも主役は我々住民なのだから住民が責任持ってまちづくりをしていくんだという考えでいくのか。それによって大きく変わってくる。

委員B：以前に資料でいただいていた第4期総合計画の中に「協働のまちづくりの推進」とあり、「行政の持っている情報を積極的に公開し……町民と行政のまちづくりを進めていきます。」と書かれており、理念ははっきりしている。

副委員長：しかし、今までは住民が置き去りにされてきた部分があるので、まちづくり基本条例により一定のルールを作り、住民もまちづくりについて考えていきたいと思いますというもので、条例があることで町長が住民の意見を聞かずに自分の判断だけで決定することのないようにとの目的で作る条例であると思う。理念は決まっているかもしれないが、それをどう表現していくか。

委員長：前回までの会議でもそういった話があり、総合計画の中で住民参加に関する理念的なものは盛り込まれてはいるが、今まで行政側から押し付けてきた部分もあるのではないかとということで、その反省に立って住民の意見を大事にしてまちづくりを進めていかななくてはいけないということは前回までに議論されてきたことでもある。

住民参加というのは最も基本的な部分でもあるので、住民側に立って条例の内容を検討していかなければならない。前回までの会議で話があったと思うが、まちづくり基本条例を制定することによって既存の条例を廃止することにはならないわけで、既存の条例の反省点を踏まえて住民がまちづくりに参加しやすい内容を条文化していくということになると思う。

委員Aさんの言われる部分を決して軽く見ているわけではないが、条例の中には行政の一方的な押し付けがないようにとか、住民も早い段階から参加していくという今までのまちづくりの反省点を踏まえた内容を盛り込むということで確認されて来ていると思う。

委員D：委員Cさんが言われたように、政策形成段階からの住民参加ということもあると思うが、自己決定自己責任ということを見ると、行政側からの政策の中に出されていないことを住民側から発議するというのも住民参加であると思うので、発議されたことを受け入れるルールも条文の中に盛り込んではどうかと思う。

委員A：条文をどういう内容にしていこうかという話になっていると思うが、まちづくりへの住民参加ということを見ると、政策形成段階から住民が参加しないことには協働でも住民参加でもないと思う。計画・実行・評価の中に住民参加がなされていなければならないと思うので、そこに住民が参加するというを条例の中で明確にしていきたいと思う。

委員長：前回の会議でも話があったが、議会の権限を越えてまでの住民参加はできないと思われ、そういった部分も踏まえながら考えていかなければならない。

今までの議論は概念的な部分が多いので中々しっくり来ない方もいると思うのだが、色々な意見を出していただき、条文を作成する段階ではそれらの意見を踏まえたものにしていかなくてはならないと思う。

委員B：委員Dさんが言われた住民発議ということを見ると、議会というのは単に議案の採決や請願を出すだけではなく、議会を通じての手続きというものが色々あると思うのだが、住民の何%の意見を集めて発議できるということになると議会制度を否定することになってしまうのではないか。

委員D：そこまで具体的なことは考えていないが、確かに請願という議会に働きかけての発議の手法もあると思う。私が言いたかったのは議会という部分より、行政側が考えていない部分について、住民側から政策的にやってほしいということ、今まで行政側から住民に提案していたものを、住民の考えでという意味である。それは行政的なものでなくても住民としてまちづくりの中で公共性があるもので、行政が行わなくても住民皆で行うものも発議してやっていける部分。行政に頼らないで住民でやっていこうという発議の方法もあるのではないかという考え。ようするに議会とか行政とかは関係なく公共性があるものであれば、住民発議というものもまちづくりの一つとして考えられるのではないか。

委員B：その場合は、出された発議をどう取り扱うかが問題だと思う。こういった意見がありますということ、住民に一度戻したりする仕組みができれば、金がかかるからできないとか、別の事業でやっているからいらぬというように今まで行政の中で止められていた部分が変わるかも。

委員D：一方で住民発議があっても行政としては予算がなくて無理だということになったとしても、公共的に見ると多くの住民の利益になるというものであれば住民で取り組んでいくという方法もあり、その場合行政はお金は出せないが協力するという形も考えられ、そういう意味での住民発議という意味。

委員長：住民参加と情報公開について、他に意見があるようであれば次回もこのテーマで議論しなければならないが、先にも進まなければならない。

委員A：しかし、住民参加というのはどういうことかという共通認識を皆さん持てたかどうか不安である。

委員B：その議論はしてないのでは。

委員E：住民参加ということを見ると、私の住んでいる地区では大雨が降った場合、山側から流れて集ってきた水が道路を流れていく。それを放って置いてしまうと道路が掘れてしまって通行できなくなるので、私はその流れる水を側溝に入れたりするという町道を守る作業もしている。これも一つの住民参加ではと思う。

委員Gさんも言われていたが、条例を作る場合は分かりやすい言葉の条文にするということが、多くの人に理解してもらうために重要なことだと思う。

委員A：条例の案は事務局が作るのか私達委員で作るのか分からないが、住民参加という

ことを考える場合、政策の計画・実施・評価の全てにおいて住民参加できるようにすべきだと私は思っているのだが、この委員会の中ではまだ「そうすべきだ」ということにはなっていないと思う。そういう中で私達で条例案を作るとなった場合、当然私は住民参加とはそういうものだと思って条文を考えるとと思うが、住民参加に対する考え方が違う方は当然違うような条文を考えることになってしまうので、清水の住民参加とはどういうものかということ、きちんとまとめておくのは重要なことだと思う。

副委員長：条文に盛り込む具体的なものがもう少し出てきたらいいのだが。

委員B：例えば住民投票というものを考えても、住民投票というものが本当にいいものなのかまだ分からないし、地域単位での意見集約をするという方法もあるかも知れないしというように、政策決定に関することだけでもいくつも形があり、そういうものがどれだけあるのかも議論せずに進んでいいものか。

委員C：具体的に条例案を作っていく中で住民参加についてももう一度考えてみようとなるかもしれない。

委員B：住民参加というのは政策決定ばかりではないが。

各地の事例にもあるように、「住民の参加と協働については別に定める」というようにする方法もあるとは思う。

委員長：条例をつくるということは、規則や要綱等の細かい部分も必要かどうかの議論もすることになると思う。そこまで我々委員ですべきなのか、それとも副委員長が言われるように大枠を決めればいいのかということもある。

委員B：我々だけで決めるのは住民参加と言えないのでは。

委員長：確かに。大枠を多くの住民参加を得て決めて、細かい部分を我々でという方法もある。住民参加ということは大事なことであるという認識で、今後具体的な内容の協議をすることとする。

(協議事項)

委員長：次に、協議事項である今後の会議のスケジュール等について事務局より説明願います。

事務局：資料1をご覧ください。第1回目の会議で皆さんに配布したスケジュールをもとに、委員長と協議して変更案を作ったものである。当初は全体で8回程度、本年度内までの開催を予定していたが、議論の中で時間にとらわれずに時間をかけて議論をということになった。

(資料1に基づき事務局より説明)

協議事項の(ア)について、この変更案では月一回の会議開催でも11月までかかることになるが、委員のみなさんから月一回では間隔があき過ぎて前回の協議内容を忘れてしまうという意見もあるようなので、もう少し早いペースで開催すべきかどうか協議願いたい。

協議事項の(イ)について、これまでとこれからの議論を踏まえて、叩き台とな

る条例原案の作成を誰が行うか。今日の委員Gさんの意見であった住民に分かりやすい言葉でということになると委員の皆さんの中で例えば小委員会を設けて作るという方法も考えられるし、時間的なことを考えると事務局が作成するという方法もあると思う。

会議の開催方法についても、40～50条に及ぶ条例を作るとなると今までの様な全体での会議開催以外に、いくつかの分科会に分けて開催するという方法もあると思うので、それらも含めて協議願いたい。

委員長：只今の説明によると、スケジュール的に開催のペースをもう少し早めるかどうかとのことだが、今後の合併問題の住民意見を聞いて方向性を決めるという段階にこの条例を間に合わせることができれば、馬淵アドバイザーが先ほど言われたように住民の関心が高まるということもある。

現状の月一回のペースでいいか、もう少し早めるか。皆さんの意見をお聞かせいただきたい。事務局の都合もあると思うが。

委員A：11月までに全体のまとめというスケジュールでいいと思うが、できればもう少し開催ペースを早めてはどうか。2ヶ月に3回とか。

委員長：2ヶ月に3回の開催は事務局としてはどうか。

事務局：時期にもよるので検討したい。

資料1の6、7の「各項目の検討」と「個別条文の検討」を変更案では4回の会議で予定しているが、もっとかかるかもしれないと思う。個別の条文の原案のようなものがある程度決まれば、それを広報などで周知して広く住民の意見を聞くと言う方法もあると思う。ただ、それが決まっていない現状の議論の内容だけで住民に意見を聞くのも難しいと思うので、具体的な内容についての議論に入っただき、住民に意見を求められる形にしてはどうかと事務局では考えてる。

委員長：開催ペースを早めるかどうか、皆さんの意見は。

委員A：早めたほうがいいと思うが事務局の都合は。

事務局：会議録の作成に時間がかかっている。録音したものを全てを文書にするにしても要約するにしても時間を要する。

委員A：私達委員にはこういった会議録は必要か。ホームページなどで住民に向けては必要かもしれないが、私達には必要ないのでは。

事務局の仕事がまた増えてしまうことになるかもしれないが、例えば今日の会議の各協議事項で議論された結果をまとめたものを作成しては。

事務局：例えば前回と今回で議論していただいた住民参加と情報公開については、委員全体の中でこのような共通認識を持ったというようにまとめて、委員さんの確認をとるというようにしてはどうか。もしかしたら、事務局のまとめかたはニュアンスが少し違うぞといった議論があるかもしれないが。

委員A：今日議論した住民参加と情報公開にしても、今後の議論として残した部分を分かるようにしてほしい。今までのような全文の会議録を読み返せばいいのかもしれないが、コンパクトにまとめたものがあるとよりいいと思う。

事務局：確かに全文を読み返すのはなかなか大変ではある。

委員C：要点をまとめたものがあれば一番いいのだが。

事務局：要点をまとめるとなると、担当者の考えにより要点となるポイントが異なるというところもあると思うが。

委員B：開催ペースについては、私は今より開催回数が増えると仕事のこともあり大変なので、我々の努力で一回の会議の中身を濃いものにしていくことも必要では。

事務局：次回の会議までに各委員さんが自分の意見を文書で出していただき、会議当日までに事務局でそれをまとめて、会議当日は各委員さんに発言していただくなくても提出いただいたその意見をもとに議論していただくという方法もある。

委員長：開催を月一回より増やすのが難しいということであれば、月一回ペースのまま一回2時間の会議時間を長くするという方法もあるが。

事務局：基本的には月一回のペースで時間を長くしたり、事前に意見を提出してもらって開催し、場合によっては開催回数を増やすという方法もある。

委員長：今の事務局が言われたような形での開催でよろしいでしょうか。

（委員より異議なしの声あり）

次に叩き台とする条例原案の作成について、事務局が言われたようにこの委員会の中にいくつかの小委員会を設けたり分科会方式にして委員が作る方法と、事務局が作る方法があるが、他に意見があればお聞きしたい。

委員A：事務局が言う原案がどの程度のもを指しているのか分からないが、条例となると第1条に目的が載っていて...というように大体のパターンがあると思うので、それらのことをあまり理解していないまま我々がつくるというのは難しいのではないかと。スケジュールでは第8回目の会議で条例の骨組みを作ることになっているようなので、そこで条例に盛り込むべきことについてもう少し議論して、それをもとに事務局が原案を作って、最後にその原案について我々委員で分かりやすい言葉に直したりという流れがいいのではないかと。他のまちで条文についても住民で作っているようなところはあるのか。

芽室町では事務局が原案をつくっているが、その前段に委員による議論を徹底的に行っており、単に事務局にお任せということではない。我々委員で意見交換して言いつ放しで事務局に作ってくれというのは無責任かもしれないが。

委員C：いずれにしてもどこかの事例を参考にすることになると思うが、芽室の条例は石狩市のものを参考にしているようだ。

事務局：委員の皆さんで作るにしろ事務局で作るにしろ、何かを参考にしながらこれまでの議論を踏まえて、更に馬淵アドバイザーにお話を伺いながら作ることになると思う。

いずれにしろまず作るの叩き台となる原案であり、誰が作ったにせよそれをもとに更に議論するわけであり、事務局が作ったものだと言っても皆さんも意見しやすいかもしれない。

委員D：総体的に考えると事務局に作ってもらえるとありがたい。ただ、我々委員では総体的なものを作れないかもしれないが、委員個人個人の関心のある部分だけであれ

ば我々委員で作れるかもしれない。

委員長：そういうことであれば、この委員会の中に小委員会を設けて事務局と一緒に叩き台となるものを作っていくという方法も考えられるが。事務局の負担も少しは軽くなるのでは。

委員B：それがいいのでは。とにかくアウトラインをまず作って全体構成が見えてこないことには議論にならない。合併問題にも絡ませて作っていくとなると、住民の皆さんにこのような骨格になってきましたということを目に示さなければ。

委員長：その叩き台に対して委員の皆さんの意見をいただいて、形が変わっていくことは構わない。

副委員長：小委員会を設けてとなると、こういった全体での会議のほかにも別途小委員会を開催することになり、委員の皆さんも大変ではないか。

事務局：時間的には事務局が馬淵アドバイザーと相談しながら作るのが一番早いと思うが、今までの議論で言われていた行政の押し付け的な進め方だと指摘されても困る。

委員長：最終的には委員皆で議論して責任持ってまとめるのだから、行政が一方向的に押し付けてということにはならないと思う。今までの議論を踏まえて事務局に作ってもらうということは住民意見を反映していることになる。

叩き台となる原案の作成は4月以降になることだが、誰が作るかは早めに決めておく必要があると思う。叩き台の作成は事務局一任ということでもいいか。

(委員より意義なしの声あり)

次に次回以降の日程確認について、今回は2月16日(月)19:00から役場2階庁議室でとなっているが、先ほど議論であったように終了は22:00となる場合もあるのでご了承いただきたい。続いて次々回の3月15日(月)の会場について意見があればお受けしたい。特に意見がなければ役場2階庁議室としたい。

副委員長：庁議室だと広すぎるのでは。

委員長：それではハーモニープラザということでもいいか。

(委員より意義なしの声あり)

委員長：その他、事務局から何かあれば。

事務局：12月定例議会で、この委員会だけではなく各種委員会の会議録について、この委員会の会議録のように委員A・B・C...というように個人名を載せていないものがあるが、公開する会議であり町から委嘱されている委員の発言なのだから個人名を載せてはという質問があった。

この委員会についてはそのことについて10月の第2回目の会議で一度議論して、その結果、傍聴可・公開という会議なので個人名を載せることは問題ないという意見があったが、名前が載ることで発言しづらくなることもあるし、誰が何を言ったかより議論の内容が重要との考えから、委員A・B・C...という表現にするということになったが、その後の12月議会でこのような質問があったので、もう一度協議いただきたい。

委員長：事務局が言われたとおり、この件については一度この委員会の中で協議し、現在

のような委員A・B・C...という表現になっているわけだが、皆さんの意見は。

委員C：誰が何を言ったかより、どのような議論がされたのかということが重要であり、現在の表現でいいと思う。質問した議員さんがどういった考えで質問したのか分からないが。

副委員長：質問の趣旨は何なのか。

事務局：町が設置した委員会で町長から委嘱されている委員の発言には公的に近い責任があり、会議も公開しているのだからということ。別にこの検討委員会のことを指しているわけではない。

委員C：そのような質問をするのなら、むしろ議会の委員会を公開すべき。議員自から示してはどうなのか。

副委員長：この委員会の会議録には委員名を載せる必要性がないと思う。より良いまちづくりの仕組みとなるまちづくり基本条例の検討委員会であり、委員Cさんが言われたとおり議論の中身が問題である。

委員B：私は個人名を載せることは構わないと思うが、この委員会の中で一度協議して今の表現方法にすることになったのだから、それは尊重すべきだと思う。

しかし、その後に議会でそのような質問があったのだから再度協議しなければならぬということであれば、今までの清水の体質からするといい気がしない。

委員D：委員Bさんが言われるように、一度この委員会のなかで協議したことのなので、そのままでもいいと思う。芽室の自主自立検討委員会などは会議の様子がインターネットで生中継されていて委員個人名も分かるが、この会議も公開していて傍聴可としているのだから、名前が知りたければ傍聴に来たらいいだけのこと。

委員長：名前を出すことは別に構わないが協議して一度決めたことであるので、そのことを守っていきたいということで報告してほしい。

事務局：わかりました。

委員B：別に一度決めたのだから変えるつもりはないというのではなく、以前に協議したときの意見を尊重してということと、個人名を載せるべきという意見が今回もないのでということ。

しかしこのことは、はっきり言って外圧ではないのか。

委員長：今日の議論では、住民に示せるようなある程度の形のものを作らないと議論が進んでいかないのではないかとということであったが、今後はまちづくり基本条例というものがこれからのまちづくりには重要であるということ、いかに住民の皆さまにアピールして進めていくかが課題となると思う。

以上で本日の会議を終了したい。本日はどうもありがとうございました。